

自由貿易と環境保護

2001 年 12 月 5 日

白田 要 竹内 祐紀子 宮崎 容子

1 . WTO の設立と環境問題

1993 年 12 月 15 日 : GATT のウルグアイ・ラウンド終結

4 月 : GATT がモロッコの閣僚会議で WTO に改組される

<ウルグアイ・ラウンドでの内容>

- 農産物貿易、繊維、サービス貿易を GATT に包含

→ 世界の富の増加は年間 2000 億ドル以上

- 環境問題

自由貿易を目指す GATT 環境保護を目指す環境規制

- ・ 先進国と途上国の対立

先進国 一定の貿易措置を認めるべき

- ・ 自国の厳しい環境基準を守る
- ・ 自国の企業が競争力を失うことを避ける

途上国 先進国への輸出を制限するための保護主義的措置である

- ・ 環境保護と自国産業保護の見分けが困難
- ・ 先進国同士でも対立
- ・ 貿易の専門家と環境の専門家の育ちの差

「貿易と環境に関する委員会」→ 途上国の反対にあう

→ 代わりに「環境と貿易に関する作業計画」

2 . 従来の GATT の取り組み

(1) 環境保護手段と国際貿易に関する研究グループ

- ・ 1971 年 11 月設立合意

- ・ 研究テーマ : 汚染防止と環境保護に関する特定の案件と GATT 条文との関係に限定

→ 設立決まっても開店休業の状態

1990 ~ 91 年マグロ・イルカ事件が大きな反響を呼んで、グループの召集を正式に提案

- ・ 既存の多国間環境協定の貿易条項と GATT の条文との関係
- ・ 環境規制手段の透明性
- ・ 包装とラベル

の 3 点について検討を開始したが一般から注目浴びず

(2) GATT 一般協定の条文と環境問題

3 条：内国民待遇

輸入品と国産品を同等の扱いに

11 条：輸出入の数量制限の禁止

25 条：GATT の義務の免除(ウェーバー)。加盟国の投票の 2/3 の承諾で決定

20 条(b)：人、動物の生命または健康の保護に必要な措置

(g)：有限天然資源の保存に関連する措置。ただし、その措置が国内の生産または消費に対する制限として実施される場合

→ 例外規定は無制限に適用されない

(b), (g) は目に見える被害を想定しており、目に見えない地球環境問題への対処に不備目立つ

(3) メキシコ産マグロ輸入禁止事件

米国の海洋哺乳類保護法 (MPPA) によりイルカを付随的に殺傷する漁法(きんちゃく漁法)によって捕獲したメキシコのマグロの輸入禁止

↓

メキシコ MPPA と GATT の整合性をめぐって GATT 締約国にパネルの設立と審査を要請

↓

米国の措置は GATT 違反

(根拠)

- ・ (11 条) 数量制限に相当
- ・ (20 条 b, g 項) 管轄外適用である

米国の環境保護団体：反 GATT で結束。自国の環境規制が下方修正されることを恐れる

途上国：現在の自由貿易体制を守ろうと努力

(4) スタンダード協定(TBT 協定)の改正

「貿易の技術的障害に関する協定」

東京ラウンド諸協定(1979)の 1 つ

ウルグアイ・ラウンドの結果 GATT に組み込まれ、内容も改正

<改正前の状況>

趣旨：各国の技術的な基準や規格が非関税貿易障害とならないようにする

原則：当該基準や規格が貿易制限を意図したものではない

当該基準や規格がじたいが不必要な貿易障害をもたらさないようにする

内国民待遇、最恵国待遇

国際基準や規格がある場合は締約国はそれに従うが、人の健康と安全、動植物の保護を目的とする場合には国内の基準・規格が国際基準・規格に沿わなくてもよい

<改正のポイント>

環境保護を目的とした規制が貿易への必要以上の障害になるか否かの判定基準として「妥当性」という考えを導入

3 . GATT の立場と争点 - GATT 報告書の内容をめぐって

GATT の立場…… ○ 環境保護のための一方的貿易措置はとるべきではない。
○ 環境保護が保護主義の隠れ蓑にならないようにする。

争点…… 『自由貿易と環境保護は両立するかどうか。』

GATT はこれを主張

自由貿易推進→経済活動活発により所得増→環境への関心も増→環境保護へ
(亜硫酸ガスの例)

環境保護を目的とした貿易措置について

- (イ) 輸入した産品に対する貿易措置
- (ロ) 他国の生産プロセスに対する貿易措置
- (ハ) 他国の環境政策に対する干渉
- (ニ) 越境汚染、地球規模の汚染に起因する貿易措置

(イ) については先に触れた通り。

(ロ) 他国の生産プロセスに対する貿易措置

1 . Dirty Process, Clean Product の輸入を一方的に禁止・制限するか。

…先進国の環境保護団体の見解 する。

他国の環境基準が低い→生産コストも低い→他国の競争力高い

同等に競争するために自国の高い環境基準を他国の基準に合わせしてしまう

これを防ぐため… a) 他国の環境基準↑を迫る

b) 輸入品に相殺関税をかける

c) 自国企業に補助金を与える

…これに対する G A T T の見解

a) 競争力を理由に一方的貿易措置はしてはならない

b) 環境基準の差は競争力にそれほど影響を与えていない

2 . 環境基準を統一することは望ましいか。

…望ましくない。

各国の事情、政策のプライオリティ、価値観の違い

(ハ) 他国の環境政策に対する干渉

(例) 種の多様性・自然保護など
マグロ・イルカ事件

(二) 越境汚染、地球規模の汚染に起因するもの (例) 地球温暖化、オゾン層破壊

- 一方的な措置ではなく、多国間の交渉で解決する。
- 問題が地球規模であれば、国際環境協定によって解決する。
…この場合は、極力多くの国が参加するのが望ましい。
→非締約国に対しアメ(加入のインセンティブ)を増やす。

非締約国に対して貿易差別条項を含む環境協定

1. ワシントン条約 (野生生物種の保護)
2. モントリオール議定書 (オゾン層保護)
3. バーゼル条約 (有害廃棄物の越境移動の制限)

GATT 違反にはならないのか。 → 一般協定第 25 条で義務の免除

4. 地球環境問題と WTO

(1) 地球サミットと WTO

GATT 発足時・・・地球環境問題は想定していなかった
地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など

地球環境問題が急速に深刻化

↓

地球サミット・・・1992 年、リオ・デ・ジャネイロ

GATT の動きを反映している

リオ宣言、アジェンダ 21 に GATT の認識と同じ考え方が示されている

- ・ 途上国の開発促進のためには貿易自由化の推進が必要であり、自由貿易と環境保護は両立する
- ・ 環境保護の目的でやむを得ず貿易措置を用いる場合でも、輸入国の管轄外の問題に対し一方的措置をとることは避け、国際的な合意に基づくべき

→GATT の後身である WTO の力強いサポートに

WTO の基本理念に影響を与えた

地球サミットのキーワード「持続可能な開発」が WTO の前文に付け加えられた

→WTO が公害問題のみではなく、地球環境問題を考慮しつつ自由貿易を推進する方針を選んだことを意味する

(2) WTO の新たな課題

= 地球環境問題と自由貿易の調和

特に、国際環境協定の非締約国への貿易差別条項を WTO のなかでどう扱うか

宇川レポートによると...

GATT 一般協定第 25 条 (義務免除) の適用

締約国が多数であれば可能

ただし、もし 25 条の適用が拒絶された場合、大混乱が生じるだろう

あらかじめ GATT の条項の中に貿易差別条項を認めうる条項を明記

ケース・バイ・ケースの対処でなくなる

新たな国際協定を作る際、あらかじめ GATT の反応がわかる

ただし、加盟国の大多数が合意し、予想できない将来の状況にも対応できるような規定
がありうるか？

環境問題の重要性について認識を共有することが困難

先進国 途上国

先進国 先進国

価値観や様々な利害を含むため、さらに難しい

< 参考文献 >

山口光恒「自由貿易と環境保護 - WTO と環境問題」『国際問題』No.410 (1994 年)

山口光恒「地球環境問題と企業」岩波書店 (2000 年)

ガット「自由貿易と環境保護 (1992 年 2 月 GATT 報告書)」東京海上火災保険(株)海外進出と環境汚
染シリーズ (1993 年)

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html>

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/ozone.html>

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/basel.html>